

交野市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

市民生活の安定には雇用の確保と創出、また労働環境の充実においては行政の果たす役割が重要であると考えており、今後も引き続き大阪労働局・大阪府や事業所などとの連携により、自己研修の機会や情報の提供に努めるとともに、雇用の場の確保・拡大に努めてまいります。

(商工観光課)

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

大阪府域における雇用の創出・確保と、雇用失業情勢の改善を目的に設立された「大阪雇用対策会議」の公労使一体となった取り組みと、今後とも連携してまいります。

(商工観光課)

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

就労困難者といわれる若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人たちの就労支援につきましては、市役所庁舎2階に就労支援コーナーを設けて就労支援コーディネーターを配置し、国や大阪府・関係機関と連携して就労支援を実施しているところです。

(商工観光課)

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

改正されました労働法等につきましては、啓発ポスターを公共施設に掲示し、市広報誌に掲載して市民に周知を図っております。また、企業・経営者団体等については、商工会議所とも連携をとってまいります。(商工観光課)

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

行政の福祉化について本市においては、社会的弱者の雇用・就労機会の創出や自立支援につなげる取り組みとして、平成18年度より大阪知的障がい者雇用促進建物サービス事業協同組合(エル・チャレンジ)に就労訓練の場の提供を行うとともに、交野市母子寡婦福祉会より人材の派遣を受けるなど、就労支援を行っております。

総合評価入札制度につきましては、清掃業務の対象施設規模が小さいことや、現在導入しているエル・チャレンジが、当実施状況から行政の福祉化に大いに寄与していると考えられること、また大阪府立交野支援学校が市内にあることからエル・チャレンジとの連携が容易に図れ、就労機会の創出につながりやすいこと等から、エル・チャレンジへの就労訓練の場の拡大を現在協議中であり、またあわせて総合評価入札制度の手法についても引き続き検討していきたいと考えております。(総務課)

(6) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」のめざす「就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間の確保や多様な働き方が選択できる社会」の実現に向けて、国・大阪府・関係機関と連携をしてまいります。(商工観光課)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積(例:北部-バイオ、中東部-ロボット・ものづくり、南部-ナノテク、湾岸地域-先端電機産業)と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

近隣市にある産業集積地と市内中小企業者との結合に向け、商工会議所と連携を図りながら取り組むとともに、必要に応じてクリエイション・コア東大阪や大阪府産業技術研究所等への誘導

も引き続き行ってまいります。

(商工観光課)

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

景気後退による企業や工場等の撤退があるなか、本市として、企業撤退を防ぎ誘致に結びつける魅力ある施策を引き続き検討してまいります。

(商工観光課)

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

引き続き市融資制度の継続を図るとともに、利用しやすい府融資制度として大阪府に対して要請してまいります。

(商工観光課)

(3)－② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

市内中小・零細企業者への受注機会の確保を図るため、契約担当課及び各課に対して強く要請してまいります。

(商工観光課)

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

市内中小企業者に対して、下請二法及び下請ガイドラインの周知徹底を関係機関等と連携を図りながら引き続きPRしていくとともに、契約担当課に対しても周知、市と契約する企業に対して周知するよう要請してまいります。

(商工観光課)

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

現在、平成23年度を初年度とする「第四次総合計画」の策定作業に着手しており、そこにおいて、自治体としての新たなビジョンを示すものです。当該作業は公募市民による交野暮らしの夢

づくり会議において、市民の身近な暮らしの夢からまちの将来像を描くという姿勢をとっており、作業内容も常にホームページ上で公開しております。今後も、ビジョン策定過程を可能な限り公開することはもとより、ともに協働しながら策定してまいります。

なお、過去の行財政改革ならびに現在進めている「財政健全化計画」は、いずれもその考えを広く市民に周知し経過も公表しながら、一体感をもって進めておりますので、ご理解願います。

(企画財政室財政健全化担当)

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

① 住民の安心・安全を最も重視すること。

(回答)

「平成16年度財政健全化計画」(目標年度平成22年度)において、住民の安心・安全に関わる施策を最重点事業として取り組んでおります。

(企画財政室健全化担当)

(2)－② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。

(回答)

「安心・安全」については前述のとおり。「雇用・労働」「産業」については、国・府の補助制度等を基に適正に対応いたします。

(企画財政室健全化担当)

(2)－③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。

(回答)

事務事業評価の公開や各計画のパブリックコメント実施など、情報公開と説明責任を果たします。

(企画財政室健全化担当)

(2)－④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(回答)

職員提案制度の導入や、若手による財政健全化推進チームの設置など、ボトムアップによる事務・事業の改善に取り組んでおります。

(企画財政室健全化担当)

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

権限移譲については府と市の間で協議し、これまでも一定進めております。今後の市のあり方として、自主自立のもと自己決定責任をもって進んでいくことは、社会のトレンドであるとしつかり受け止め、対応しているところです。

それは、地方自治の本旨である住民自治と団体自治、すなわち住民自ら地域のことを考え自らの手で治めていくこと。そして、地域のことは地方公共団体が自主性・自立性をもって自らの判断と責任のもとに、地域の実情に合った行政を行っていくこと。この原則に合致するものであると考えております。

しかしながら、それが直ちに「権限移譲を積極的に進めること」という短絡的な問題として語られるべきものではないと考えます。広域自治体としての大阪府と基礎的自治体としての市町村の役割が十分議論されないまま、権限移譲という名前が一人歩きすることは、まったく実態を理解していないといわざるを得ません。

各自治体には、地域の実情に合った行政を行う使命があり、多様な自治体が存在することこそが自治であると考えます。そういう意味を踏まえ、市民が望まぬ権限移譲を受ける必要はないと考えます。また権限移譲には、市町村に落とし込んだ場合実態としてほとんど事務が発生しないようなものも含まれ、そうした場合、専門能力の確保において非常に非効率としか言いようがなく、これも権限移譲になじみません。

こうしたことから、実態を踏まえ必要な権限移譲を求めてまいりたいと考えており、それに必要な能力と財力を確保するために、財源そのものの議論もいたしたいと考えております。

なお、国と地方における分権について税源移譲の問題があります。当然、府と市の関係においても同じであると考えます。現在、大阪府において権限移譲が交付金によって行われようとしている現状は、上から下への上下関係を確保したままでの分権であり、府が申します基礎的自治体優先の原則とは相容れないと考えており、将来さらに府財政が逼迫した折には交付金が削減されていく恐れを包含します。

権限移譲にあたっては、そのための財源として地方税そのものの配分についても整理していただき、市町村が基礎的自治体として、まず地方税を優先的に必要量を受け取る仕組みを用意すべきであると考えます。そのうえで、市町村が自助努力と創意工夫をもってしても処理できないもの、あるいは自ら処理するよりも広域で処理した方が効率的・効果的であるものについて、負担を前提とした広域行政による処理が図られるべきものであると考えられます。税源議論のまったくない現状のなかでは、権限移譲については、個々の内容に従って十分慎重に対応していかざるを得ないことをご理解願います。

(企画財政室財政健全化担当)

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

低迷し後退する景気に伴い今後の市税収入の一層の伸び悩みが予測されるなか、地方が行政サービスを推進していくために必要不可欠な地方税財源である地方交付税についても、近年減少傾向が続き、市財政に大きな影響を与えています。

厳しい財政状況のなか、行政サービス水準の確保ならびに安定的な財政運営が展開できるよう、国に対し、府との連携はもとより府市長会を通じ、所要額の確保を強く要望してまいりたい。

(企画財政室財政健全化担当)

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

小児科及び産科救急医療体制が全国的に危機的な状況であり、平成20年11月21日に開催した交野市保健医療問題推進委員会において、「交野市における医療体制の方向性」について意見をいただき、本市の方向性を定めたところです。

そのなかで、安心して子どもを生育していく環境づくり～「小児科」・「産科」の充実を柱に、①産科医療機関の安定的な体制整備②助産師活用による方策の検討③広域的取り組みによる周産期医療体制のさらなる充実・強化④初期救急における小児科医の確保⑤小児救急医療の適正利用についての市民啓発を方向性として掲げ、医師会・四條畷保健所等関係機関と連携し、できることから対策を進めていきたいと考えております。

また、医師・看護師不足の解消に向けた具体的な取り組みについては、今後市長会等を通じ、国・府に働きかけてまいります。(健康増進課)

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

質の高い介護サービスを安定して提供するためには、介護従事者への育成・研修機会の確保や、安心して働ける労働環境の整備が重要な課題と考えております。

本市といたしましても、介護従事者のスキルアップのための各種の研修会の開催や、他機関による研修機会の情報提供、また事業所による労働関係法令遵守の啓発を通じてのコンプライアンス理念や公益通報制度の周知、また大阪府による事業所実地指導と連携しての、適正な雇用関係の推進に努めてまいります。(高齢介護課)

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参

加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

今後も利用者に必要なサービス提供できるよう、大阪府とも連携のうえ遂行していく所存でございます。(障がい福祉課)

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

「大阪府健康増進計画」の中で「休養・こころの健康づくり」の重点課題として、①睡眠の重要性と睡眠不足の弊害に関する知識の啓発②ストレスへの適切な対処方法の啓発③自殺対策が挙げられております。

四條畷保健所や医師会をはじめ関係課とも連携するとともに、当課としては、ホームページの活用や市広報の健康コラム、既存の事業（健診や電話健康相談・訪問活動等）を通し取り組みを進めていきたいと考えております。(健康増進課)

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを産み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

待機児童の解消に向けましては、定員の弾力化により対応を行い、少しずつ減少しております。今後もなお一層の弾力化を図り対応してまいります。(こども室)

(1)ー② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）

(回答)

本市におきましては、平成19年7月よりファミリーサポートセンターを設置し、NPO法人に委託して事業を行っております。また、延長保育事業におきましては、公私立の9保育所において対応しております。休日・夜間保育事業につきましては、ファミリーサポートセンターの活用で対応しております。(こども室)

(1)－③ 地域コミュニティとの関わりへの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

地域子育て支援センターでの事業を通じて、地域コミュニティとの連携を図れるよう検討してまいります。(こども室)

(1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

保育の質の低下を招かないような雇用体制を確保できるよう努めます。(こども室)

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

現行の学校警備については大阪府の学校安全総合支援事業費補助金を活用し実施されていますが、平成22年度をもって事業を打ち切るとの案が出ているなか、関係機関に対して事業の継続を強く要望しており、市としても児童の安全確保のため継続して警備員の配置を考えております。また放課後対策については、学校と地域の連携を深め安全確保に努めてまいります。

(学校管理課)

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を展開し、職業体験学習をはじめとする体験学習や職業講話等の機会を設け、社会生活における職業の意義や価値について十分理解させるとともに、大阪府租税教育推進連絡協議会作成の資料「わたしたちの生活と税」の活用や枚方税務署管内租税教育推進協議会の協力のもと租税教室を開催するなど、社会の一員としての自覚をもてるよう取り組んでおります。

また、ものづくり体験といたしまして、地域の人材を活用して陶芸・段ボール工作・竹炭づくり・農業体験(米づくり・ブドウづくり)等、各学校の特色を生かした取り組みを進めております。

なお、小学校1・2年生での35人学級編制につきましては、現在大阪府下の全小学校で実施されております。
(指導課)

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

全国的な児童虐待の増加傾向と同様に、本市においても児童虐待の対応は年々増加しています。平成12年に制定された児童虐待防止法は、児童虐待の増加・深刻化等を背景に改正の頻度が著しく、直近の改正では児童虐待の通告を受けた市町村の安全確認が義務化されるなど、市の果たす役割もますます増大しています。

児童虐待への取り組みについては、児童福祉法に基づき設置している交野市要保護児童対策地域協議会において、児童及びその保護者に対する支援内容の協議や情報共有等を行い、関係機関とともに児童の安全確保や虐待の未然防止等を行っています。また、平成20年度より相談員を1名増員し、体制の充実を図ったところです。

今後とも、関係機関との緊密な連携のもと、児童虐待防止法等に則った適切な対応に努めてまいりますと考えています。
(社会福祉課)

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

配偶者からの暴力防止及び被害者の保護については、相談を通じて緊急性があれば大阪府女性相談センターや子ども家庭センター・警察に連絡を取り対応を行っています。

今後、大阪府・他市・関係機関や広域のネットワークと連携をとりながら調整を図ってまいります。
(市長公室人権政策担当)

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本市では女性の社会参加・参画をめざし「男女共同参画行動計画」を策定しています。

計画の推進に向けて平成18年からは、女性に対する侵害問題検討委員会からの提言を受け、「女

性の相談サポーター養成講座」(全20回)を開催し、地域に根付いた活動ができる人材の育成に努めているところです。

今後も、女性相談の充実をはじめ相談サポーターの活動支援に取り組んでまいります。

(市長公室人権政策担当)

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門(家庭・オフィス)など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

地球温暖化の問題は全人類の問題であり、各主体はそれぞれの役割を認識し実効性のある対策を早急を実施する必要があります。本市におきましても、環境の視点ももちながらまちづくりを進めてまいりたいと考えております。この姿勢のもと下記のとおり①～③の回答をいたします。

①について、第二京阪道路の供用を目前に控えており、その動向も見ながら、渋滞等の緩和策を実施してまいります。

②について、マイカー利用中心の生活は、現在の温暖化問題のひとつの要因でもあると考えており、電車・バスなどの公共交通の利用を啓発してまいりたいと考えています。また、市職員の通勤時の環境負荷低減のため、ノーマイカーデーの実施など自ら率先して取り組んでおります。

③について、民生部門の温室効果ガス排出削減が思うように進んでいないことを受け、広報掲載や講座の開催などあらゆる機会を捉え、温暖化対策の啓発活動を充実してまいります。また、本市も地域の一消費事業者として率先して省エネ・省資源の取り組みを進めてまいります。

(環境保全課)

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

本市においては、国が推進している「3R」に「リフューズ(ごみになるものを断る)」を最初のRに加え、「4R」を推進しています。

また、分別収集については現在「普通ごみ」「可燃粗大ごみ」「不燃粗大ごみ」「缶・ビン・な

べ」「新聞・雑誌・ダンボール」「ペットボトル・プラスチック製容器包装」「牛乳パック」「乾電池」「蛍光管」の9種分別を行っており、ペットボトル・プラスチック製容器包装については、平成20年2月より分別収集を開始いたしました。

ごみのリサイクル率に関しては、地域の集団回収を含めて平成19年度で約13.8%でしたが、平成20年度は、プラスチック製容器包装を分別したことで約5%上昇する見込みです。

ごみの減量化や分別収集の徹底については、生ごみの堆肥化、生ごみの水切りの徹底、紙ごみ・プラスチック製容器包装の分別の推進など、広報・ホームページ等を通じて行っていますが、さらなるごみの減量とリサイクルの徹底を図るため、今後も引き続き啓発活動を行っていきたくと考えております。
(循環型社会推進室)

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

本市では、25の指定避難所と4ヶ所の一時避難地により災害時の市民の安全を確保することとし、前者については、耐震化の状況により地震避難所と風水害避難所に区分し、市民に周知しているところです。指定避難所への誘導は、標識を市内43ヶ所に設置するとともに、「土砂災害防災マップ」及び「地震防災マップ」の全戸配布、ホームページでの案内はもとより、広報による啓発も実施してまいります。

さらに、災害時の医療体制の確保は、医師会及び災害医療センターとの密接な連携の構築に努めているところです。

土石流対策・河川改修については、その危険箇所のすべてを対策工事によって安全にしていくには、膨大な時間と費用が必要となります。このことから、「土砂災害防災マップ」の全戸配布による啓発等のソフト対策等も実施しています。

これら防災対策には終わりがいいことから、今後も一層の対策に努めてまいります。

公立学校の耐震化については、公立学校は児童・生徒等が1日の大半を過ごし、また地域の防災拠点としての位置付けもあることから、早期の耐震化率100%をめざし、取り組んでまいります。

耐震診断の補助制度については、平成10年度に創設しております。また平成19年度には、「耐震改修促進計画」を作成するとともに、耐震診断に対する補助の拡充もいたしております。平成20年度には、耐震診断補助制度の概要を記載した「地震防災マップ」を全戸配布するとともに、補助内容をホームページや本市広報誌にて掲載し、周知・啓発に取り組んでいるところです。耐震改修等補助制度については、検討していくことといたしております。

(市長公室防災安全担当)

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

市民の皆様の「安心・安全な生活」を確保するために、大阪府警枚方警察署と連携し、地域安全運動や様々な防犯意識啓発キャンペーンなどを実施し、防犯対策の強化に努めております。

登下校時の子どもの見守りについては、青色パトロールカーの運行や地域の自主防犯組織の方々により見守り活動を支援してまいります。(市長公室防災安全担当)

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

市内の農産物の消費拡大のために、府・JAと協力し、各地域の農産物朝市やスーパーでの農産物の販売を促進する。また大阪エコ農産物認証制度を活用し、安全・安心な市内でとれた米や野菜を学校給食に納品し地産地消に取り組む。(農とみどり課)

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

市民の人権を守るための啓発や研修に取り組んでいますが、人権侵害事象は後を絶たないのが現状です。そのため、大阪府や北河内7市と協力しながら、法整備に関する要望等に取り組んでまいります。(市長公室人権政策担当)

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

平成13年に「交野市平和と人権を守る都市宣言」を行い、戦争の悲惨さや平和の大切さを啓発するために宣言の周知に取り組むとともに、「平和の式典」にあわせてパネル展を開催しております。

また、戦争の悲惨さを訴えていくため市民から募集を行い『戦争体験集』を作成したところで、平成20年度では、戦争体験者が年々高齢化していくため、その体験を風化させないように『戦争体験集2』を新たな取り組みとして進めています。(市長公室防災安全担当)